

[土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の運用上の留意事項について（例規通達）]

[令和2年1月23日]

[群本例規第5号（交指）警察本部長]

（概要）

この規定は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の効果的運用を図るため、

- 同法第7条2項に規定する通報
- 取締上の留意事項

等について、必要な事項を定めたものである。